

## 6. 事後調査報告書の提出時期

建設・解体工事：原則として着工後1年ごとに工事工程を勘案しながら、事後調査結果を報告書としてとりまとめ、提出する。

施設の利用：事後調査終了後、結果を報告書にとりまとめ、提出する。

表 6.1(1) 事後調査内容（工事着手前）

調査項目		調査手法	調査地点・範囲	調査時期・頻度	評価指針
陸域動物・陸域植物	哺乳類（重要種）の生息状況	任意調査	（仮称）舞洲駐車場予定地及びその周辺 会場予定地及びその周辺	工事着手前に1回	環境保全の観点から、適切な配慮がなされていること
	鳥類の飛来状況	定点調査、任意調査			
	昆虫類（重要種）の生息状況	任意調査			
	植物（重要種）	任意調査			

表 6.1(2) 事後調査内容（建設・解体工事）

調査項目		調査手法	調査地点・範囲	調査時期・頻度	評価指針
建設機械・工事関連車両の稼働状況	種類・型式別の稼働台数・稼働時間等	工事作業日報の整理等による	会場予定地及び（仮称）舞洲駐車場予定地	建設工事・解体工事期間中	環境保全の観点から、環境負荷の低減に配慮された工程になっていること
騒音・振動	建設・解体作業騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月環境庁告示第64号）に定める測定方法で測定する。測定高さは地上1.2mとする。</li> <li>振動：「振動規制法施行規則」に定める測定方法で測定する。</li> </ul>	敷地境界地点 会場予定地及び（仮称）舞洲駐車場予定地 各1地点	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設工事、解体工事期間中について各々の影響最大月に1日</li> <li>工事時間帯に測定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音 特定建設作業に係る騒音の規制基準値（85デシベル）以下であること</li> <li>振動 特定建設作業に係る振動の規制基準値（75デシベル）以下であること</li> </ul>
	道路交通騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> <li>等価騒音レベル（<math>L_{Aeq}</math>）</li> <li>振動レベルの80%レンジ上端値（<math>L_{10}</math>）</li> <li>交通量</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月環境庁告示第64号）に定める測定方法で測定する。測定高さは地上1.2mとする。</li> <li>振動：「振動規制法施行規則」に定める測定方法で測定する。</li> <li>交通量：交通量を目視により計数する。</li> </ul>	工事車両の主要通行ルート5地点 （図6.1(1)交通No.1～交通No.3、交通No.5、交通No.6）	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設工事、解体工事期間中について各々の影響最大月に1日</li> <li>日中（工事関連車両通行時間帯）に測定</li> </ul>
廃棄物・残土	種類別発生量・排出量及びリサイクル量等	工事作業日報の整理等による	会場予定地及び（仮称）舞洲駐車場予定地	建設工事・解体工事期間中	環境保全の観点から、発生量・排出量の抑制及び適切なリサイクル・リユース・処理がなされていること
陸域動物	鳥類の飛来状況	定点調査、任意調査	会場予定地及びその周辺	建設工事・解体工事期間中の毎年4月から7月に各月1回	環境保全の観点から、適切な配慮がなされていること

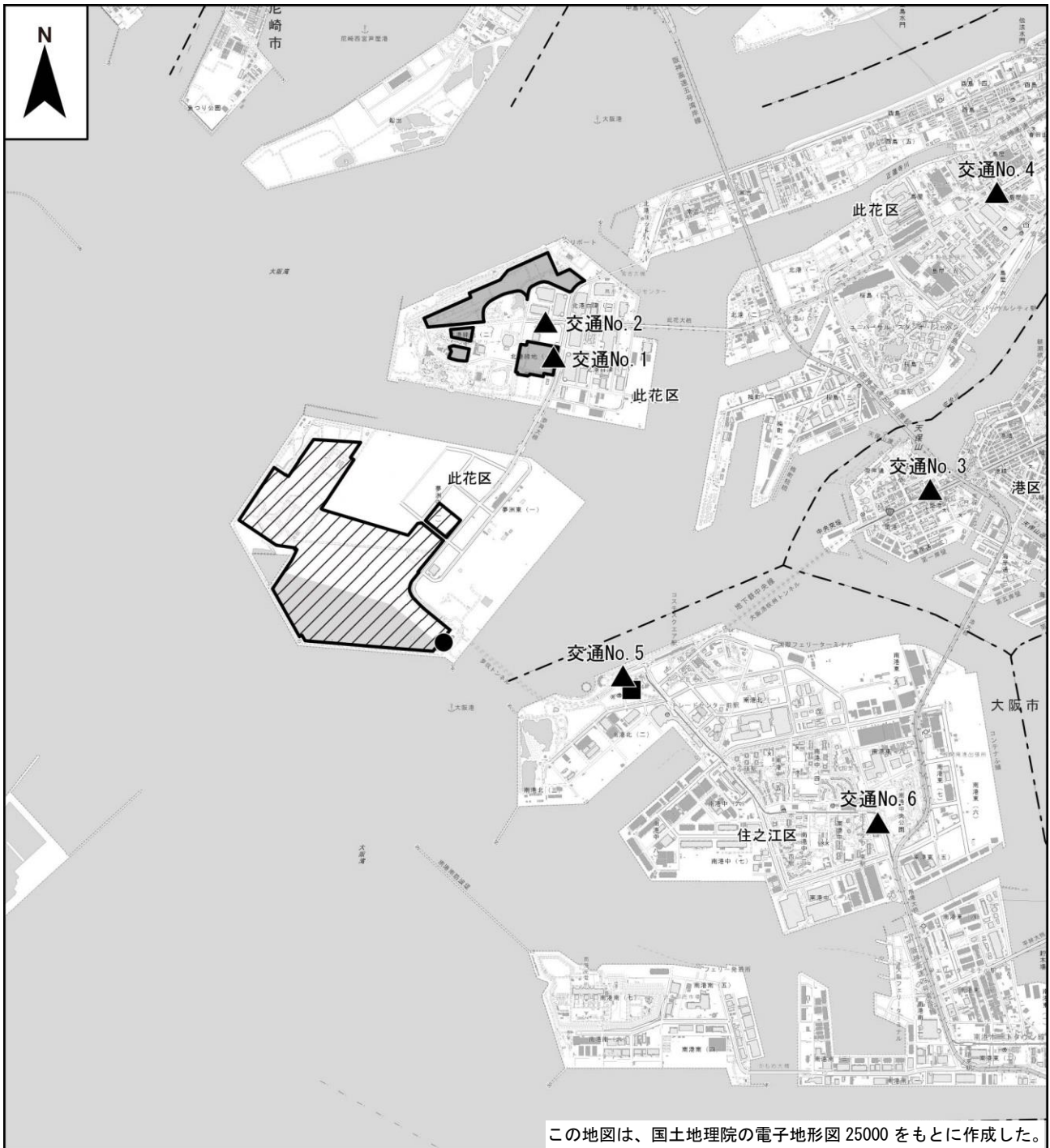
注：工事最盛期の時期は、工事の進捗状況等を踏まえて最終的に決定する。

表 6.1(3) 事後調査内容（施設の利用）

調査項目		調査手法	調査地点・範囲	調査時期・頻度	評価指針	
騒音	博覧会開催による騒音	<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音レベルの90%レンジ上端値 (<math>L_{A5}</math>)</li> <li>等価騒音レベル (<math>L_{Aeq}</math>)</li> </ul>	「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月 環境庁告示第64号）に定める測定方法で測定する。測定高さは地上1.2mとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地境界地点</li> <li>会場予定地及び(仮称)舞洲駐車場予定地 各1地点</li> <li>一般環境調査地点 1地点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>開催期間中</li> <li>平日、休日 各1日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地境界地点</li> <li>工場・事業場における騒音の規制基準値(昼間:65 デシベル、朝・夕:60 デシベル、夜間:55 デシベル)以下であること</li> <li>一般環境調査地点</li> <li>環境基準(昼間:60 デシベル、夜間:50 デシベル)の達成と維持に支障を及ぼさないこと</li> </ul>
	航空機による騒音	時間帯補正等価騒音レベル ( $L_{den}$ )	「航空機騒音測定・評価マニュアル」(令和2年3月、環境省)に定める環境騒音の表示・測定方法に準拠する。	一般環境調査地点 1地点	<ul style="list-style-type: none"> <li>開催期間中</li> <li>平日、休日 各1日</li> </ul>	航空機騒音に係る環境基準値(62 デシベル以下)の達成と維持に支障を及ぼさないこと
低周波音	博覧会開催による低周波音	G特性音圧レベル及び1/3オクターブバンド周波数別音圧レベル	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成12年10月 環境庁大気保全局)に定める方法により測定する。	一般環境調査地点 1地点	<ul style="list-style-type: none"> <li>開催期間中</li> <li>平日、休日 各1日</li> </ul>	「低周波音問題対応の手引書」(環境省、平成16年)に記載される心身に係る苦情に関する参照値等との比較により生活環境の維持に支障を及ぼさないこと
	航空機による低周波音					
騒音・振動	道路交通騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> <li>等価騒音レベル (<math>L_{Aeq}</math>)</li> <li>振動レベルの80%レンジ上端値 (<math>L_{10}</math>)</li> <li>交通量</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音:「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月 環境庁告示第64号）に定める測定方法で測定する。測定高さは地上1.2mとする。</li> <li>振動:「振動規制法施行規則」に定める測定方法で測定する。</li> <li>交通量:交通量を目視により計数する。</li> </ul>	主要走行ルート 6地点 (図 6.1(1)交通 No.1 ~ 交通 No.6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>開催期間中の影響最大月</li> <li>平日、休日 各1日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音</li> <li>環境保全目標値(交通 No.1~No.4 は昼間:70 デシベル、夜間:65 デシベル、交通 No.5~交通 No.6 は昼間:65 デシベル、夜間:60 デシベル)以下であること</li> <li>振動</li> <li>道路交通振動の要請限度(昼間:70 デシベル、夜間:65 デシベル)以下であること</li> </ul>
	廃棄物	種類別発生量・排出量及びリサイクル量	記録台帳の整理等による	会場予定地	開催期間中	環境保全の観点から、発生量・排出量の抑制及び適切なりサイクル・処理がなされていること

表 6.1(4) 事後調査内容（施設の利用）

調査項目		調査手法	調査地点・範囲	調査時期・頻度	評価指針
地球環境	種類別のエネルギー使用量及びCO <sub>2</sub> 排出量	電気、ガス、水道等の使用実績の整理等による	会場予定地	開催期間中	環境保全の観点から、エネルギー使用量の抑制及び適切な配慮がなされていること
陸域動物	鳥類の飛来状況	定点調査、任意調査	会場予定地及びその周辺	開催期間中の4月から7月に各月1回	環境保全の観点から、適切な配慮がなされていること



凡例



会場予定地



(仮称) 舞洲駐車場予定地



市区界



敷地境界騒音・振動調査地点



一般環境騒音・低周波音調査地点



道路交通騒音・振動、交通量調査地点 (交通No. 1~交通No. 6)

1:50,000

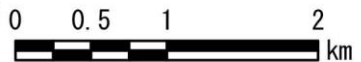


図 6.1(1) 調査地点 (騒音、振動、低周波音)

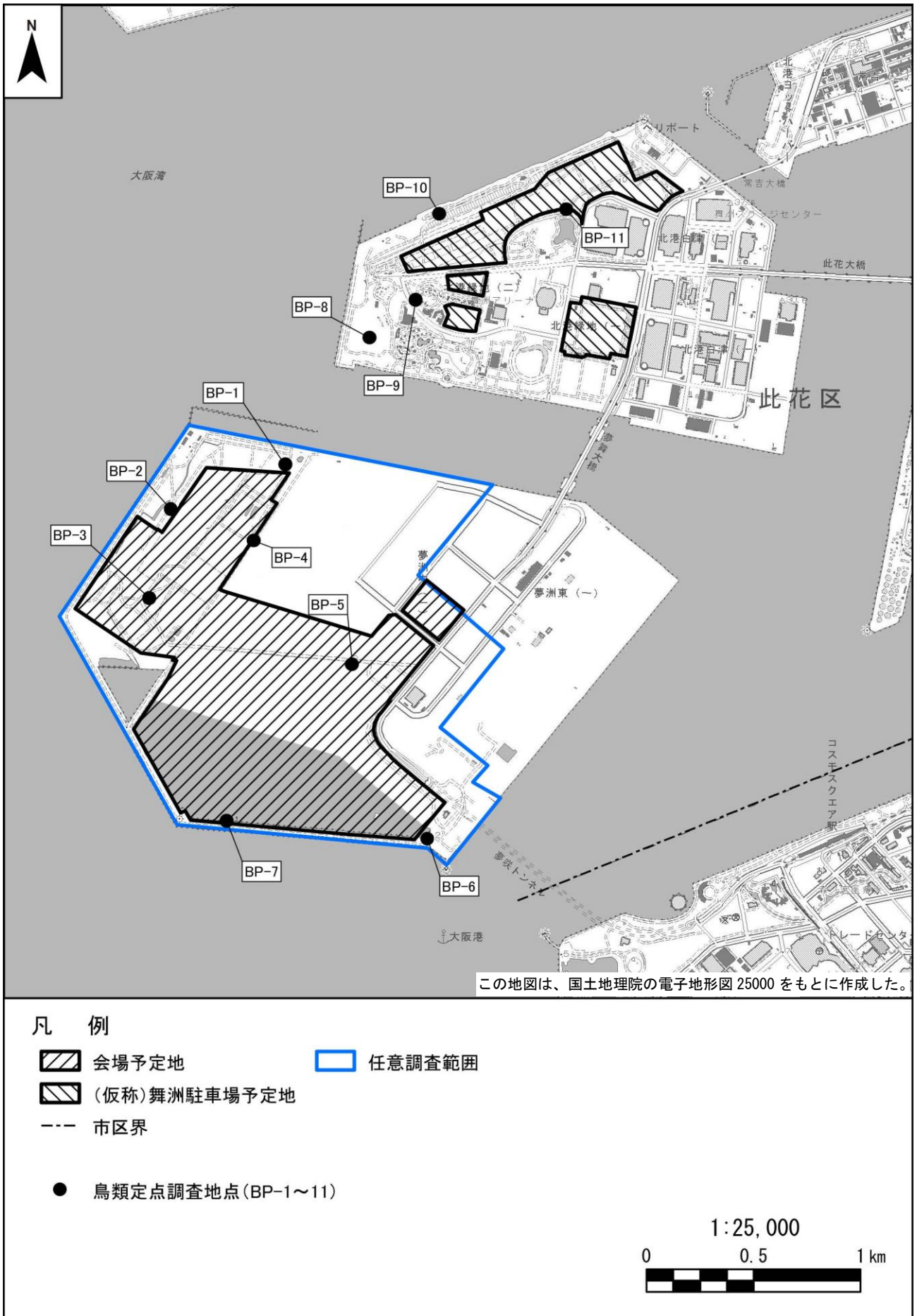


図 6.1(2) 調査地点図 (陸域動物、陸域植物)

測量法に基づく国土地理院長承認（複製） R4JHf 69

本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。